

訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和7年4月1日以降)

富士吉田市

サービスコード 項目	サービス内容名称		算定項目	算定単位
A2_1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176単位	1月につき
A2_2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合 39単位	1日につき
A2_1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2349単位	1月につき
A2_2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合 77単位	1日につき
A2_1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727単位	1日につき
A2_2321	訪問型独自サービス13日割		日割の場合 123単位	1日につき
A2_2411	訪問型独自サービス21		(1)標準的な内容の指定指指 訪問型サービスである場合 287単位	1回につき
A2_2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 179単位	1回につき
A2_2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合 220単位	1回につき
A2_2821	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合 163単位	1回につき
A2_1411	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 12単位減算	-12
A2_0211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合 1単位減算	-1
A2_0220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合 23単位減算	-23
A2_0213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 1単位減算	-1
A2_0214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合 37単位減算	-37
A2_0215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合 1単位減算	-1
A2_0216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		(1)標準的な内容の指定指指 訪問型サービスである場合 3単位減算	-3
A2_0217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2
A2_0218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2
A2_0219	訪問型独自業務継続計画未定減算11		(3)短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算	-2
A2_0211	訪問型独自業務継続計画未定減算11日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 12単位減算	-12
A2_0220	訪問型独自業務継続計画未定減算12		(2)1週に2回程度の場合 23単位減算	-23
A2_0213	訪問型独自業務継続計画未定減算12日割		日割の場合 1単位減算	-1
A2_0214	訪問型独自業務継続計画未定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合 37単位減算	-37
A2_0215	訪問型独自業務継続計画未定減算13日割		日割の場合 1単位減算	-1
A2_0216	訪問型独自業務継続計画未定減算21		(1)標準的な内容の指定指指 訪問型サービスである場合 3単位減算	-3
A2_0217	訪問型独自業務継続計画未定減算22		(2)生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位減算	-2
A2_0218	訪問型独自業務継続計画未定減算23		(二)所要時間45分以上の場合 2単位減算	-2
A2_0219	訪問型独自業務継続計画未定減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算	-2
A2_6001	訪問型独自サービス同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	1月につき
A2_6002	訪問型独自サービス同一建物減算2	特別地域加算		所定単位数の 10%減算
A2_6003	訪問型独自サービス同一建物減算3	特別地域加算		所定単位数の 15%減算
A2_8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算
A2_8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算
A2_8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算		所定単位数の 15%加算
A2_8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算
A2_8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算
A2_8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算
A2_8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者のサービス提供加算		所定単位数の 5%加算
A2_8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者のサービス提供加算		所定単位数の 5%加算
A2_8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者のサービス提供加算		所定単位数の 5%加算
A2_4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算 200
A2_4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算 100
A2_4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	ニ 生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算 200
A2_6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算 50
A2_6268	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅰ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の245/1000 加算 1月につき
A2_6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の224/1000 加算
A2_6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の182/1000 加算
A2_6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の145/1000 加算
A2_6381	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅠ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の221/1000 加算
A2_6382	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅡ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の208/1000 加算
A2_6383	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅢ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の200/1000 加算
A2_6384	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅣ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の187/1000 加算
A2_6385	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅤ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の184/1000 加算
A2_6386	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅥ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の163/1000 加算
A2_6387	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅦ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の163/1000 加算
A2_6388	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅧ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の158/1000 加算
A2_6389	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅨ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の142/1000 加算
A2_6390	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅩ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の139/1000 加算
A2_6391	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅪ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の121/1000 加算
A2_6392	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅫ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の118/1000 加算
A2_6393	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅬ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の100/1000 加算
A2_6394	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅤⅭ	ヘ 介護職員処遇改善加算Ⅴ		(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 76/1000 加算

色分けルール
・水色⇒新設 ・黄色又は赤字⇒変更 ・灰色⇒廃止